

○湖周行政事務組合公告式条例

平成 23 年 9 月 1 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に組合長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

組合事務所（岡谷市役所）前掲示場

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則の公布にこれを準用する。

2 前条の規定は、議会又は組合の機関の定める規則で公表を要するものに準用する。ただし、同条第 1 項中「組合長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、組合長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び組合長名を記入して組合長印を押さなければならない。

2 前項の規定は、組合の機関の定める規程等で公表を要するものに準用する。ただし、同項中「組合長名」とあるのは「当該機関名」、「組合長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。

3 第 2 条第 2 項の規定は、前 2 項の規定に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。